宿泊約款

適用範囲

第 1 条

1. CABIN＆HOTEL　ReTIME (以下「当ホテル」)が宿泊客（デイユース利用客、温浴利用客を含みます。以下、同様です。）との間で締結する宿泊契約（デイユース利用契約、温浴利用契約を含みます。以下、同様です。) 及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第 2 条

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

① 宿泊者名（申込者名）
② 宿泊者の性別
③ 宿泊日及びチェックイン予定時刻
④ 連絡先
⑤ その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項③の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとします。

宿泊契約の成立

第 3 条

宿泊契約は当ホテルが申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

宿泊契約締結の拒否

第 4 条

当ホテルは、次の各号に掲げるいずれかの場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

① 宿泊の申込みが、この約款によらないとき

② 満室により宿泊ユニットの余裕がないとき

③ 宿泊しようとする者が、伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき

④ 宿泊しようとする者が、賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあるとき

⑤ 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき又は著しく迷惑を及ぼしたと認められるとき

⑥ 宿泊しようとする者が、次の(1)から(3)に該当すると認められるとき (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」)、同乗第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力、又は暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者であるとき、(2)暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき、又は(3)法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき

⑦ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき

⑧ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

⑨ その他、当ホテルが所在し適用のある各都道府県の条例が規定する場合に該当するとき

宿泊客の契約解除権

第 5 条

1. 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の 24 時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理をすることがあります。
3. 宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除した場合、下記の通り違約金を申し受けます。

   当日キャンセル・連絡なしの不泊：宿泊料の 100%

   前日：宿泊料の 50%

   2 日前：宿泊料の 30%

当ホテルの契約解除権

第 6 条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。

① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき

② 宿泊客が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき

③ 宿泊客が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき

④ 宿泊客が、当ホテル従業員へ暴言暴力をふるう、当ホテル従業員を長時間拘束する、又は当ホテル従業員の業務の妨げとなる行為をする等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき

⑤ 宿泊客が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき

⑥ 宿泊客が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき

⑦ 宿泊客が、法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があると

き

⑧　宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき

⑨　天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき

⑩　館内での喫煙（電子たばこを含む。）、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき

⑪　その他、当ホテルが所在し適用のある各都道府県の条例が規定する場合に該当するとき

2.　当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第 7 条

1.　宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

①　宿泊客の氏名、住所

②　宿泊客が国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍、旅券番号

③　出発日

④　その他当ホテルが必要と認める事項

2.　宿泊客が第 11 条の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

宿泊ユニットの使用時間

第 8 条

宿泊客が宿泊ユニットを使用できる時間は 16 時から翌朝 10 時までとしま

す。

利用規則の遵守
第 9 条
宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則、及びその他の掲示や案内に従っていただきます。

営業時間
第 10 条
1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとします。
① フロント：24 時間
② 温浴：5 時～27 時
③ ラウンジ・デスク：6～27 時
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払
第 11 条
1. 宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、チェックインの際又は当ホテルが請求したときに、フロントにて行っていただきます。
2. 当ホテルが宿泊客に宿泊ユニットを提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任
第 12 条
1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるもので

ないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した宿泊ユニットの提供ができないときの取扱い

第 13 条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した宿泊ユニットを提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、第 5 条第 3 項に定める違約金相当額を宿泊客への損害賠償額と予定し、これを宿泊客に支払います。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

持込物の取扱い

第 14 条

1. 宿泊客が当ホテルに持込した物品又は現金並びに貴重品については、宿泊客の責任において管理するものとします。
2. 宿泊客が当ホテルに持込した物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じた場合でも、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、当ホテルは一切責任を負いません。

宿泊客の手荷物の取り扱い

第 15 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って保管し、宿泊客がチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合、その所有者からの連絡、指示により

対処することとします。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない場合は、発見日を含め 7 日間保管し、その後処分又はしかるべき機関に届けます。ただし、飲食物は即日処分します。

宿泊客の責任
第 16 条
宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

駐車の責任
第 17 条
宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、当ホテルは場所を貸すものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

利用規則

当ホテルの公共性と安全性を確保する為、ご利用のお客様には宿泊約款第9条に基づき下記の利用規則をお守りくださるようお願いいたします。

1. 当ホテルでは、18歳未満のお客様のご利用をご遠慮いただいております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
2. 宿泊施設内での喫煙及び電子タバコのご利用は固くお断りしております。指定場所以外での喫煙はなさらないようお願いいたします。
3. 廊下及び宿泊施設内に次のようなものを持ち込まないようお願いいたします。

① 動物、鳥類
② 悪臭を発するもの
③ 発火あるいは引火しやすい危険物
④ 鉄砲、刀剣類
⑤ 飲食物
⑥ その他、法令の規定又は公序良俗に反するもの

4. 賭博及び風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為をしないようお願いいたします。
5. 無断撮影他、宿泊施設を宿泊以外の目的に使用しないようお願いいたします。
6. 外来者を宿泊施設内に招き入れ、宿泊施設内の諸設備、諸物品などを使用させないようお願いいたします。
7. 宿泊施設内の諸設備、諸物品を他の場所へ移動したり、あるいは加工したりして現状を変更しないようお願いいたします。
8. 廊下やロビー等に所持品を放置しないようお願いいたします。
9. 会計は前金でお願いいたしておりますが、ご出発の際、又はご宿泊中、フロントより 「ご利用になった付帯施設利用料金」あるいは「延長料金」の請求がございましたら、その都度お支払いください。

10. ご滞在中の現金並びに貴重品の管理はお客様の自己管理でお願いいたします。現金並びに貴重品の紛失、盗難については、宿泊約款第 14 条第 2 項の場合を除き、当ホテルは一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
11. お預かり物やお忘れ物の保管は、宿泊約款第 15 条並びに関連する法令に基づくものとします。
12. 暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反するおそれのある場合について。

① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 4 年 3 月 1 日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテルの利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)

② 反社会団体及び反社会団体員(暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員)の当ホテル利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)

③ 暴力、脅迫、恐喝、怒声、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が行われた場合、直ちに当ホテルの利用はご遠慮いただきます。 また、かつて、これらと同様の行為を行われたことがある方についても当ホテルのご利用をご遠慮いただきます。

④ 当ホテルをご利用になる方が心身耗弱、薬品、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。

⑤ 館内及び[客室／宿泊ユニット]内で大声、放歌及び喧騒行為その他で他のお客様に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、賭博や公序良俗に反する行為のあった場合には、直ちにご利用をお断りいたします。

13. 当ホテル及び当ホテルの従業員に対し、ウェブサイト等で信用棄損又は名誉棄損に該当するような記事等の公表を行っている方、又はこれに協力していると思われる方については、ご利用をお断りいたします。

14. 泥酔状態の方はご利用をお断りいたします。
15. ご滞在中の当ホテルからの貸与品に関して、万一、ご返却いただけない場合や紛失・破損された場合は、当該実費を弁償していただきます。
（実費弁償例）
リストバンド¥5,000、ルームキー￥5,000、各種ロッカーキー¥5,000
16. ご滞在中、お客様の故意又は過失により当ホテルの建築物及び設備、什器、備品等について、破損・漏水・冠水・落書き・滅失・焼け焦げ・嘔吐物・汚物などが原因で宿泊ユニット提供が不能又は著しく困難になった場合、宿泊ユニット整備ご負担金として当日の宿泊ユニット販売価格×販売不能日数をお支払いいただくとともに当ホテルが認める損害額を弁償又は賠償していただきます。